

○財務省告示第百九十七号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十二年五月二十八日に発行した利付国債の
発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十二年六月八日

財務大臣 菅 直人

一	名称及び記号	利付国庫債券（十年）（第二百八十五回、第二百八十六回及び第二百八十七回）及び利付国庫債券（二十年）（第五十五回、第六十回、第六十七回、第六十九回、第八十回及び第八十一回） 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項
二	発行の根拠	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
三	振替法の適用等	利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行
四	発行方法	各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。
五	募入決定の方法	額面金額で二千九百九十五億円
六	発行額	額内訳（別表のとおり）
七	払込金額	三千百七十九億九千三百六十八

八 最低額面金

九 振替単位

十 発行日
十一 発行価格

十二 利率
十三 経過利率
十四 払込み

五万八千円

振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額と

す。整数倍の金額によるものと
平成十二年五月二十八日
発行対象国債ごとの額面金額
百円につき、次の算式により算
出した金額

$$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{1 + \left(\frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right) \times \text{残存年数}}$$

(一) 別表のとおり
(二) は、募入決定の通知を受けた者
は、払込金額の加え、次の算

式により計算する。期日に払い込
むものとして算する。

(一) 各発行対象国債の額面金額の率
各発行各期発行の発行日
総額 / 100 × 各期発行の発行日
／ 100 × 支規定する子なる場合
は、同日と同日に異なる場

(二) 発行時に、おいて、その利率

に、係る所得税が、源泉徴収の
るものとして、振替口座簿の中
の口座に記載又は、前記簿の算

(別表)

（利付 二十年 国庫 債券 一回）	（利付 二十年 国庫 債券 一回）	（利付 二十年 国庫 債券 一回）	（利付 二十年 国庫 債券 一回）	（利付 二十年 国庫 債券 一回）	（利付 二十年 国庫 債券 一回）	（利付 二十年 国庫 債券 一回）	（利付 二十年 国庫 債券 一回）	（利付 二十年 国庫 債券 一回）	名称及び記号
二・〇%	二・一%	二・一%	一・九%	一・四%	二・〇%	一・九%	一・八%	一・七%	利率（年）
日年平 九成 月三 二十七	日年平 六成 月三 二十七	日年平 三成 月三 二十六	日年平 三成 月三 二十六	十年平 日十成 月二 二十四	一年平 日三成 月三 二十四	日年平 六成 月二 二十九	日年平 六成 月二 二十九	日年平 三成 月二 二十九	償還期限
三百三億 円	百八十億 円	六十五億 円	円二百十四億	五十六億 円	三十九億 円	八十五億 円	四千二百三十 億 円	円八百十九億	（発行 額 面金額）